

令和5年度第1回益城町使用料等審議会 議事要旨

- ◆ 日時：令和5年（2023年）7月10日（月）10:00～11:45
- ◆ 場所：役場3階第1委員会室
- ◆ 出席：委員 8人出席
事務局4人 施設担当課6人
- ◆ 議事次第：
 1. 開会
 2. 委嘱状交付
 3. 委員紹介
 4. 町長挨拶
 5. 会長及び副会長の選任
 6. 審議会への諮問
 7. 議事の公開についての確認
 8. 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和5年度改定版）について
[事務局説明]
 9. 本審議会の議論の進め方 [事務局説明]
 10. 施設使用料の改定案について [各担当係説明]
 - ・ 公民館分館使用料
 - ・ 学校体育施設使用料
 11. 委員討議
 12. 事務連絡
 13. 閉会
- ◆ 議事要旨：
 1. 開会
 2. 委嘱状交付
 - 委員を代表して池田委員に町長より委嘱状が交付された。
 3. 委員紹介
 4. 町長挨拶
 5. 会長及び副会長の選任
 - 委員の互選により会長に井田委員、副会長に土屋委員を選任した。
 6. 審議会への諮問
 - 以下の施設の改定等について諮問があった。
 - ・ 公民館分館使用料
 - ・ 学校体育施設使用料
 - ・ 町営住宅駐車場使用料

- ・ 福祉住宅使用料
- ・ 陸上競技場使用料
- ・ 総合運動公園テニスコート使用料
- ・ 交流情報センター使用料
- ・ 保健福祉センター使用料

7. 議事の公開についての確認

- 本審議については、使用料等及びその減免に関する討議など、特定の利害関係者に対して会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が出る可能性があるため、資料4「益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準」2-(1)に従い、非公開とする旨を確認。

8. 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和5年度改定版）について

- 事務局より資料5『使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和5年度改訂版）』を説明。
- P7の減免についての説明がなかったが。
 - 減免については、昨年度審議しており、今回は使用料の審議をしていただくため、説明を省略した。
 - 昨年度審議した減免については、町など使用は原則免除。補助団体等は50%減免、施設の利用目的が特定の住民の利益に繋がるものやサークル使用は免除なしでまとめ、本年度から運用をしている。
 - 補助団体についての2重補助は残っているので、減免の見直しも今後必要と考えている。
- 心の復興があるが、特に算定が変わったというものはあるのか。
 - 具体的に心の復興の部分を計算の中には入れていない。例えば、現行より高額となった場合は、活動が縮小しているものが復活しないということになりかねない。まずは、基本方針に基づいて算出をする。その後、そういった部分も考慮して使用料を決めたいと考えている。
- 行政経営の観点に加筆されている。この文言を入れるということは、EBPMに則って事務分掌を行うということとなる。各担当課はEBPMの考え方を理解して、その考えのもと日常業務を行っていただきたい。
 - ※EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシーメイキング／証拠に基づく立案）
政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとする（平成30年度内閣府取組方針）

9. 本審議会の議論の進め方

- 事務局より本審議会の議論の進め方を説明。

10. 施設使用料の改定案について

- 公民館分館使用料
 - 生涯学習課より資料6「公民館分館の使用料について」を説明。
- 学校体育施設使用料
 - 学校教育課より資料7「益城町立小中学校施設の開放に関する使用料の改定について」

を説明。

11. 委員討議

(主な意見)

【公民館分館使用料】

- 空調機1時間100円は正当なのか。もっと安くてもいいのではないか。100円の根拠がどうなのか疑問を持っている。
 - 空調の100円/hはかなり高いと感じる。夏場や冬場は行政側からの助成があってもいいのではないかと思う。
 - 電気代が上がってきているので、町の財政負担を考えるとむやみに安くするのはひっかかる。住民サービスからすれば安いに越したことないというご意見も理解できる。そこをきちんと説明するために、1時間当たり電気代がいくらかかるのか、説明できる資料を作成したほうがいい。
- 利用実績等の数値がない。設置条例を押さえること。そこに目的がある。それに合致した利用がなされているのか。そういうところを見ていくべき。少なくとも、R5の4～6月の利用実績、どのような活動、どのような団体なのか、利用者の属性のデータを取り、委員が判断できる数値データの提出をお願いする。
- 実際にこれで黒字なのか、赤字なのか。実際の税金はどれくらいかかっているのか。その辺りが表に出れば、使用料が適当かどうか判断できる。その資料が必要となる。
- 前回と住民負担割合が変わらないのであれば、使用料を改定するなら根拠となる理由が必要。どういう理由で、現行の使用料を改定するなど。今回、どうして講堂だけ使用料が上がるのか。
- 利用者属性でも違ってくる。また、収支状況が全く分からない。根拠が全く分からない。算式があっても赤字ならそれを補てんするようなアップが必要と思う。そこは開示して欲しい。
- エアコン代は使用料に最初から含んで、単純に時間と単価だけで計算するというのも選択肢の一つではないかと思う。
- 担当課は、この施設によって、毎年どのくらいの収支見通し、町への貢献を見込んでいるのか。使用料を徴取するということは町の財政に何かしら寄与させたいという意図があり、そのために使用料を決めている。そういった判断を行うには、今日の資料だけでは合理的な判断にたどり着くのは難しい。

【学校体育施設】

- 益城中は新しい校舎だからLEDを2種類使っているということだが、統一的に100円ということなら、新しい施設、明るい照明のところを使用したいということになると思う。料金を統一してもいいものか。
- 公共施設の料金ということなので、これでペイできるものではないと思う。町の方策が何を重視しているのか。例えば、町の方向性がある、それに対して使用者の負担をどうするか、ということ。これが高い、低いというのは別問題と思う。町の意向がこれに反映されているのであれば、算定方法に問題はないと思うし、それが見えれば、住民は納得するのではないかと考えている。数字や割合にこだわる必要はないし、収支決算で黒字赤字という話ではないと思う。
- 今のままだと赤字。残りは町税が入る。半分くらいは町税で賄いますという方針であればこれでいいし、それではいけないということであれば値上げしないといけない。町の方針が分

かると助かる。

- すごく安いという感想を持っている。町民の方に手厚くという方針であればそれはそれでいいと思うが、乖離が大きいという感想。
- 今回5割負担となった部分はどこに考慮されているのか
- 町の使用料はそれで決めると文言が基本方針にあって、本来はこうだけど、町としては使用料をこう設定をするとなるとロジカルに説明ができる。まだ裁量、匙加減があるなら極力それを排除して決定していくことが望ましい姿ではないかと思う。

(討議の結果)

- 公民館分館使用料は、空調機使用料の算出根拠、利用者の属性、利用実績時間により算出した使用料、収支状況等の補足資料を作成し、改定案の提案という形で提案すること。
- 学校体育施設については、収支状況、町の方針、5割負担となった理由等の補足資料を作成すること。
- 上記資料を基に、次回審議会にて改定案の可否について審議を行う。

12. 事務連絡

- 事務局より今後の日程等について説明。
 - 第2回は24日(月)10時から同場所で開催。今回の2つに加え、公営住宅駐車場、福祉住宅の審議も行う予定。
 - 第3回以降は後日改めて連絡する。

13. 閉会